長崎県中学校文化連盟規約

第１章　総　則

（名　称・事務局）

第１条　本連盟は長崎県中学校文化連盟（略称　県中文連）と称し、事務局を会長所在の学校に置く。

（目　的）

第２条　長崎県内の中学校及び特別支援学校中学部（以下「中学校」という）生徒の学校教育における文化的活動の振興・発展を図る。

（事　業）

第３条　前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

（１）中学校総合文化祭、その他文化行事の開催に関する事業
（２）全国中学校文化連盟が主催する行事への参加に関する事業
（３）中学校の文化活動に関する研修会、講習会等の開催
（４）中学校の文化活動に関する調査・研究
（５）その他、目的の達成に必要な事業

（組　織）

第４条　本連盟は、県内の中学校をもって組織する。

（支　部）

第５条　本連盟に、次の支部を置く。

ブロック	支　　部（郡市）
県　南	①長崎市　②五島市　③西海市　④西彼杵郡　⑤南松浦郡
県　央	⑥島原市　⑦諫早市　⑧大村市　⑨雲仙市　⑩南島原市　⑪対馬市
県　北	⑫佐世保市 ⑬平戸市 ⑭松浦市　⑮壱岐市 ⑯東彼杵郡 ⑰北松浦郡

第２章　役　員

（役　員）

第６条　本連盟に次の役員を置く。

（１）会長　　１名
（２）副会長　　４名（内２名は、私立中学校協会代表、特別支援学校代表）
（３）支部長（理事）　１７名（他の役員との兼任を妨げない。）
（４）事務局長　　１名
（５）会　計　　１名（事務局長が兼務してもよい）
（６）監　事　　２名
（７）参　与　　若干名

（役員の選出）

第７条　役員の選出は、次のとおりとする。

（１）会長及び副会長は理事会での推薦により選出する。
（２）支部長は、各支部で選出する。
（３）事務局長は、会長が委嘱する。

（４）会計は、会長が委嘱する。
（５）監事は、会長が委嘱する。
（６）参与は、会長経験者の中から会長が推薦し、理事会で承認を得た後、会長が委嘱する。
２　役員の兼任は妨げない。

（役員の職務）
第８条　役員の職務は、次のとおりとする。
（１）会長は、この連盟を代表し、会務を統括する。
（２）副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ指名した順位によって、会長が事故ある時はその職務を代行し、会長が欠けた時にはその職務を行う。
（３）理事は、この連盟の会務を審議し、執行する。
（４）事務局長は、本連盟の事務処理を総括する。
（５）会計は、本連盟の経理を処理する。
（６）監事は、会計を監査する。
（７）参与は、本会の活動を支援し組織の拡充に努める。

（役員の任期）
第９条　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。
２　役員に欠員が生じたときは、必要に応じて補充する。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

第３章　機　関

（機　関）
第 10 条　この連盟に次の機関をおく。
（１）理事会　（２）実行委員会　（３）事務局

（理事会）
第 11 条　理事会は、監事を除く役員をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。
２　会議の議長は、会長がこれにあたる。
３　理事会は、次の事項を審議し、決定する。
（１）規約の制定及び改廃に関する事項
（２）予算及び決算に関する事項
（３）その他連盟の運営に係わる事項

（実行委員会）
第 12 条　実行委員会は、中学校総合文化祭を運営及び執行する。
２　実行委員長は、この連盟の役員の中から会長が委嘱する。
３　副実行委員長及び実行委員は、実行委員長が委嘱する。
４　実行委員会の招集は、実行委員長が必要に応じて行う。

（事務局）
第 13 条　事務局は本連盟の事務を処理する。

（会議の議決）
第 14 条　会議は、構成員の２分の１以上の出席によって成立する。
２　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第４章　会　計

（経　費）

第 15 条　この連盟の経費は、生徒の会費（市町管轄学校においては負担金）、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

（会　費）

第 16 条　この連盟の会費は、中学校在籍生徒１名につき１００円を負担金として納入する。

（予算及び決算）

第 17 条　この連盟の収支予算は理事会の決議により定め、収支決算は、会計年度終了後、監事の監査を経て次の理事会でその承認を得なければならない。

（会計年度）

第 18 条　この連盟の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第５章　細　則

（細　則）

第１９条　この規約に定めるもののほか、県中文連の運営に必要な細則は、理事会において別に定める。

附　則

本連盟規約は、平成１８年　６月１６日から施行する。
本連盟規約は、平成２４年　２月２０日に一部改正する。
本連盟規約は、平成２６年　２月１４日に一部改正する。
本連盟規約は、平成３１年　２月２５日に一部改正する。
本連盟規約は、令和　元年１１月２９日に一部改正する。